

様式第 2 号

銚田市公告

下記工事について、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 30 日

銚田市長 岸田 一夫

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 旭中学校区統合小学校造成工事
- (2) 工事場所 銚田市 玉田 地内
- (3) 工事概要 敷地造成工
 - 掘削工 N = 1 式
 - 盛土工 N = 1 式
 - 法面整形工 N = 1 式
 - 擁壁工
 - 基礎工 N = 1 式
 - プレキャスト擁壁 N = 1 式
 - 仮設工
 - 仮排水工 N = 1 式
 - 撤去工
 - 樹木伐採・伐根工 N = 1 式
 - 雑工
 - 既設雨水管試掘工 N = 1 式
- (4) 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日限り
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 工 種 土木一式工事
- (7) 価格制度 低入札価格調査制度

2 入札参加形態

2 構成員で結成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）とする。その企業体は自主結成とし、構成員の出資比率は 30 パーセントを下限とする。なお、代表構成員の出資比率が最大であること。

3 入札参加資格

（共通事項）

- (1) 銚田市競争入札参加資格者名簿の建設工事（令和 5・6 年度）に登載され、本件を目的とする 2 者による特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 当該共同企業体の代表構成員は、経営事項審査結果通知書の総合数値が当該共同企

業体の構成員のうち最大であること。

- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により対象工事に係る許可を有しかつ同法第 27 条の 23 に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく銚田市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 入札（開札）執行日において、銚田市建設工事等の契約事務に関する規程に基づく銚田市の指名停止措置を受けていない者及び、国及び他の地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 構成員は、この公告による工事について、他の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。
- (8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等が無いこと。
- (9) 市町村の納税義務に対し完納していること。
- (10) 対象工事に建設業法に基づく現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（3 ヶ月以上の雇用関係にある者）を適正に配置できること。

(代表構成員)

- (1) 銚田市競争入札参加資格者名簿(令和 5・6 年度)の建設工事に登載され、銚田市における土木一式工事の格付け等級が A 等級であること。
- (2) 銚田市内に、当該工種の専任技術者を有している建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本店、支店又は営業所を有し、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ① 1 級土木施工管理技士の資格を有していること。
 - ② 監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 入札参加申請のあった日において、建設業法による営業所の専任技術者でないこと。
 - ④ 入札参加申請日において、所属する建設業者との間に引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

(代表構成員以外の構成員)

- (1) 銚田市競争入札参加資格者名簿(令和 5・6 年度)の建設工事に登載され、銚田市における土木一式工事の格付け等級が A 等級又は B 等級であること。
- (2) 銚田市内に、当該工種の専任技術者を有している建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本店、支店又は営業所があること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ① 当該工種における主任技術者又は監理技術者となりうる資格を有していること。

- ②監理技術者にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③入札参加申請のあった日において、建設業法による営業所の専任技術者でないこと。
- ④入札参加申請日において、所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。

4 入札参加申請の方法

(1) 入札参加希望者は、あらかじめ次により資格確認を申請し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- ①特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第12号）
- ②特定建設工事共同企業体協定書（様式第13号）
- ③代表構成員及び構成員の未納がないことの証明書の写し（市町村税に関し滞納が無いことを証する書類の写し（公告日以降に発行したもの。））
（市町村税（落札候補者の所在する市町村が課税する法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税・市町村県民税（ただし、納税義務がある特別徴収分は契約締結予定日の前々月分までとする。））
- ④代表構成員及び構成員の主任（監理）技術者の配置予定表（資格証写し添付）
- ⑤入札参加申請日において、配置予定技術者が所属する建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係が分かる書類。
- ⑥代表構成員及び構成員の当該営業所に置いている専任技術者証明書の写し
- ⑦代表構成員及び構成員の経営規模等評価結果通知書の写し（契約締結予定日から遡って1年7カ月以内の審査基準日のもの）

(2) 申請書及び資料は、次により受け付ける。

- ①期 日 令和5年7月10日から令和5年7月11日午前9時から正午、午後1時から午後4時まで（但し、土・日及び閉庁日を除く。）
- ②場 所 銚田市政策企画部財政課
- ③提出書類 上記(1)による。
- ④提出方法 持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加者の確認は、銚田市建設工事等入札審査会が行い、その結果は令和5年7月13日に通知する。

(4) 申請書、資料の作成説明会、ヒアリングは行わない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、銚田市に対して参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、令和5年7月19日までに書面を銚田市政策企画部財政課まで提出しなければならない。

(3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送は受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、令和 5 年 7 月 21 日までに説明を求めた者に書面により回答する。

6 設計図書の閲覧

(1) 鉾田市ホームページの入札・契約情報により公開するので、ダウンロードすること。

(2) 期 間：公告日から令和 5 年 7 月 28 日まで

(3) 質 問：鉾田市財政課に E-mail(zaisei@city.hokota.lg.jp)または fax (0291-32-4443) でのみ受付けるものとする。

①受付期間: 令和 5 年 7 月 18 日午前 9 時から正午まで

②様 式：任意とする。

(4) 回 答：令和 5 年 7 月 21 日に鉾田市ホームページ入札・契約情報に掲載する。

7 入札方法等

(1) 入札方法: 郵便入札とする。別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い」に基づき入札すること。

(2) 到着期限: 令和 5 年 7 月 28 日 (金) 午後 4 時 必着

(3) 入 札 書：指定入札書とする。

①入札書様式取得方法

・ 鉾田市ホームページの一般競争入札の公告欄からダウンロードすること。

②任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札用封筒：別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い」に基づき作成すること。

(5) 積算内訳書：指定様式のとおりとし、別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い」に基づき封入すること。

(6) その他

① 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鉾田市契約規則（平成 17 年規則第 32 号）、鉾田市建設工事等の契約事務に関する規程（平成 17 年訓令第 69 号）、鉾田市建設工事執行規則（平成 17 年規則第 102 号）等関係法令を遵守すること。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。

③提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。

8 開 札

(1) 開札日時：令和 5 年 7 月 31 日 午前 9 時 00 分

(2) 開札場所：鉾田市役所 2 階大会議室（鉾田市鉾田 1444 番地 1）

9 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を落札者とする。ただし、初度（1回目）の入札で、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、1回目の入札参加者に再度通知し、再度（2回目）入札も郵便入札にて行うものとする。また、最低価格入札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適合であると認めるとき（低入札価格調査時の失格判断基準）はその者を最低価格入札者とせず失格とする。
- (2) 初度（1回目）の入札で無効となった者は、再度（2回目）入札には参加できない。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」により、くじにより決定する。
- (4) 銚田市建設工事低入札価格調査要領による低入札価格基準価格対象の工事であるため、同価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、同要領による調査のうえ落札者を決定する。
- (5) 開札の立会いを希望する入札参加者は、令和5年7月28日午後3時までに銚田市政策企画部財政課（TEL0291-36-7155）へ事前に連絡すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 納付する。ただし、銚田市契約規則（平成17年規則第32号）による。

11 請負契約書の作成

要する。

12 支払い条件

(1) 前払金

契約金額の40%以内の額を請求できる。（保証事業会社の保証書を提出した場合）

(2) 中間前払金

銚田市公共工事に係る中間前金払取扱要綱の規定により、契約金額の20%以内の額を請求できる。（前払金を請求した場合に限る。）

(3) 部分払

なし。

13 市議会の議決に付すべき契約

本案件は、地方自治法第96条第1項第5号の規定による市議会の議決案件であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、市議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 一般的事項

- ①競争入札に参加する資格のないものがした入札
- ②入札方法に違反して行われた入札
- ③総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札書
- ④同一入札事項について同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札
- ⑤一般書留・簡易書留・配達証明以外の方法で入札書を提出した入札
- ⑥別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い 第 5 条」に規定する郵便指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- ⑦入札書が指定した到着期限を過ぎて到着した入札
- ⑧指定した郵便封筒記載の工事名、業務名又は差出人名と同封された入札書の工事名、業務名又は入札者が相違する入札
- ⑨指定した郵便封筒に工事名、業務名又は差出人が記載されていない入札
- ⑩明らかに不正によると認められる入札
- ⑪民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- ⑫その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(2) 積算内訳書の提出が義務付けられている建設工事の入札

- ①積算内訳書が、別紙「様式第 1 号 郵便入札の取扱い」に基づき封入されていないとき。
- ②封筒、入札書及び積算内訳書の記載事項が相違するとき。
- ③入札書記載の入札金額と積算内訳書の合計金額が相違するとき。
- ④指定された書式の積算内訳書を使用していないとき

15 その他

(1) 最低制限価格は設定しないが、銚田市建設工事低入札価格調査要領により失格基準を適用する。

(2) 建設リサイクル法対象の工事である。

(3) その他詳細、不明な点については次に照会のこと。

①公告の内容について

銚田市政策企画部財政課

TEL 0291-36-7155

②工事の内容について

銚田市教育部教育総務課新しい学校づくり推進室

TEL 0291-37-4340

(4) この公告は、銚田市ホームページにも掲載する。<http://www.city.hokota.lg.jp/>